

通年制保育園の保育料（H28.4.1 現在）

各月初日の入園児童の属する世帯の階層区分		金額（月額）	
階層区分	定義	3歳未満児	3歳以上児
A	生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による被支援世帯（単給世帯を含む。）	円 0	円 0
B	A階層を除き，前年度分の市町村民税が非課税の世帯又は市町村民税が課税されている世帯であって，その市町村民税の額が均等割の額のみのも	9,800 (4,900)	8,200 (4,100)
C 1	A階層を除き，前年度分の市町村民税が課税されている世帯であって，その市町村民税の額が次の区分に該当する世帯	3,501円以上 5,500円以下	12,100 (6,100)
C 2		5,501円以上 11,500円以下	13,700 (6,900)
C 3		11,501円以上 21,500円以下	15,100 (7,600)
C 4		21,501円以上 31,500円以下	16,600 (8,300)
C 5		31,501円以上 41,500円以下	17,900 (9,000)
C 6		41,501円以上 51,500円以下	19,400 (9,700)
C 7		51,501円以上 61,500円以下	20,800 (10,400)
C 8		61,501円以上 91,500円以下	22,100 (11,100)
C 9		91,501円以上 119,500円以下	23,300 (11,700)
C 10		119,501円以上 134,500円以下	24,600 (12,300)
C 11		134,501円以上 164,500円以下	25,900 (13,000)
C 12		164,501円以上 194,500円以下	27,100 (13,600)
C 13		194,501円以上	28,600 (14,300)

備考

- 「均等割の額」とは，地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第1号に規定する均等割の額をいう。
- C階層における市町村民税に係る地方税法第292条第1項第2号の所得割の額を計算する場合には，地方税法等の一部を改正する法律（平成22年法律第4号）第1条の規定による改正前の地方税法第314条の2第1項第11号の規定の適用があるものとして計算し，地方税法第314条の7及び第314条の8並びに附則第5条第3項，第5条の4第6項及び第5条の4の2第5項の規定は適用しない。
- 同一世帯に2人以上の入園児童がいる場合は，年齢の最も高い児童を第1子目とし，第2子目以降の児童に適用する保育料の額は，各階層の（ ）内の額とする。
- 入園児童の属する世帯の階層がB階層と認定された世帯（市町村民税が非課税のものに限る。）であっても，母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）に規定する配偶者のない女子及び配偶者のない男子で現に児童を扶養しているものの世帯である場合には，この表の規定にかかわらず，保育料の額は，0円とする。